

令和6年度

次世代リーダー
育成道場
募集案内

- 令和6年度次世代リーダー育成道場研修生選考実施要綱
- 次世代リーダー育成道場プログラムの内容等について
- 第13期研修生に関するスケジュール
- 次世代リーダー育成道場 Q&A
- 「次世代リーダー育成道場の規則」同意書
- 次世代リーダー育成道場の規則

令和6年3月



東京都教育委員会

令和6年度次世代リーダー育成道場研修生選考実施要綱

1 本事業の目的等

(1) 目的

世界や日本の将来を担う次代の人材となることを目指して、海外留学を希望する都立高校生等に対して、事前研修・留学・事後研修を実施し、世界で活躍する人材を育成する。

(2) 求める人材

次の「(3) 育成を目指す人材像」に必要となる資質・能力の素地を有する人材

(3) 育成を目指す人材像

次代のリーダーとなることを目指し、他者と協働しながら地球規模の課題等の解決に向けて貢献する人材

(4) 育成を目指す資質・能力

学術的知識や能力、リーダーシップ、グローバルマインドの3つの資質・能力を育成するとともに、語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神及び何事にも粘り強く取り組む態度を身に付ける。

2 募集人数

都立高等学校生徒、都立中学校生徒及び都立中等教育学校生徒 150 人以内

ただし、Aコース(令和7年1月から約11か月間の留学) 75 人以内

Bコース(令和7年8月から約11か月間の留学) 75 人以内

アドバンストクラス Aコース及びBコースの中から希望する生徒合わせて10人以内

(1) アドバンストクラス

Aコース又はBコースのいずれかに所属し、理数やSTEAM教育等の専門性の高い教科において高度な教育を行っている学校等に留学するクラス

※ アドバンストクラスを志願する生徒は、興味・関心や学業のレベルに合った留学先の学校を選択することが可能であり、その学校における履修科目の選択等について、留学カウンセラー等に相談することができる。

(2) 留学先

Aコース：オーストラリア又はニュージーランド

(アドバンストクラス：ニュージーランド オークランド近郊)

Bコース：アメリカ合衆国又はカナダ

(アドバンストクラス：アメリカ合衆国 マサチューセッツ州ボストン近郊)

なお、志願する生徒(以下「志願者」という。)はコースの希望を行うのみで、**留学先の国や地域、学校を指定することはできない。**

3 応募対象の生徒

次の全てを満たす生徒

(1) 都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校に在籍する生徒のうち、次の学年に在籍し「4 推薦基準」に基づき校長が推薦する生徒

○Aコース 都立高等学校第1学年から第3学年まで及び都立中等教育学校第4学年から第6学年までで平成18年4月2日以降に生まれた生徒

○Bコース 都立高等学校第1学年及び第2学年並びに都立中等教育学校第3学年から第5学年まで並びに都立中学校第3学年で平成19年4月2日以降に生まれた生徒

(2) 「1 本事業の目的等」を理解し、学校の代表として修了まで使命感をもって全ての研修に参加し、留学期間も含め提出物を期限内に提出することが可能な生徒

(3) 研修中及び修了後において、留学経験者として成果還元事業等の育成道場事業に協力できる生徒

(4) 現在、都立学校に在籍しながら留学又は休学により海外で学習を行っていない生徒

4 推薦基準

次の全てを満たし、校長の推薦を受けた生徒

なお、**校長は、志願者に対して、別途、学校で定めた基準等に基づき、面接等により、校内選考を行う**ものとする。

- (1) 心身ともに健康で、在籍校での出席状況及び生活態度が良好である生徒
- (2) 学業成績が優秀であり、学校生活と本研修を両立できる生徒
- (3) 英語力について、留学出発時までに C E F R B 1 相当以上のレベルまでに高められる見込みのある生徒（入校時に、C E F R A 2 相当以上の英語力があることが望ましい。）
- (4) 協調性を有するとともに、学校行事や部活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる生徒
- (5) 「1 本事業の目的等」を理解し、全ての研修に目的意識をもって意欲的に参加することができる生徒
- (6) アドバンストクラスについては、次の条件を満たす生徒
 - ア 将来、世界や日本の発展のために自らがどのように貢献していくかについて、明確なビジョンをもつ生徒
 - イ 入校時に C E F R B 1 相当以上の英語力があり、現地校を決定する際までに C E F R B 2 相当以上のレベルにまで英語力を高められる見込みのある生徒
 - ※ 現地校を決定する際に、英語能力試験等を受験し、C E F R B 2 相当以上のレベルまでに達していない生徒は、アドバンストクラスの研修生として留学することはできない。ただし、所属するコースの留学先に留学することは可能
 - ウ 所属するコースの留学先で専門性が高く特色ある高度な教育を行っている学校等への留学を希望する生徒
 - エ 所属するコースで受講する事前研修の他に、英語能力試験対策や進路ガイダンスの受講が可能な生徒

5 出願

(1) 出願書類

志願者は、教育開発課人材育成担当出願システムを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行う。

なお、インターネット出願についての詳細は、4月下旬を目途に次世代リーダー育成道場ウェブページに掲載する。

ア 志願者

志願者は、次の書類をインターネット出願のサイト（以下「出願サイト」という。）内で作成し、**校長が定める期限までに出願サイトでデータの入力を完了する。**

(ア) 令和6年度次世代リーダー育成道場入校志願書・受験票(様式1)(以下「入校志願書」という。) 写真(カラー・白黒いずれでも可、正面・上半身・無帽、3か月以内に撮影したものは指定の方法で出願サイトにアップロードする。

(イ) 令和6年度次世代リーダー育成道場自己PRカード(様式2)(以下「自己PRカード」という。)

イ 学校

校長は、次の書類を作成し、(2)に示す期限までに出願サイトに登録する。その際、志願者が学校に提出する入校志願書及び自己PRカードの内容に誤りがないことを確認する。

(ア) 推薦書(様式3)

推薦する生徒1人につき1通とし、具体的な推薦理由を入力する。

(イ) 志願者一覧表(様式4)

学校ごとに作成する。

なお、選考日に学校行事や授業等がある場合は、志願者一覧表(様式4)の備考欄にその旨を入力する。

(2) 登録期限

登録期限 **令和6年5月24日(金)午後5時まで**

※ 期限後の登録は受け付けない。

6 受験票

志願者の受験票等は、令和6年5月31日(金)以降に、出願サイトから志願者が選考当日までの間にダウンロードの上、印刷し、選考会場に持参する。

7 選考

(1) 選考

全ての志願者を対象に、東京都教育委員会が英語4技能試験、小論文(日本語)及び面接(日本語)による選考を実施し、研修生を決定する。

なお、自己PRカード及び推薦書は、面接の際の参考資料とする。

<選考日>

英語4技能試験及び小論文(日本語) 令和6年6月9日(日)

面接(日本語) 令和6年6月15日(土)又は6月16日(日)

※ 選考実施時間等の詳細は、別途、受験票交付時に連絡する。原則として個人事情による選考日時の変更は認めない。

また、インフルエンザ等学校感染症罹患者等により、受験することができなかった場合、原則、後日、選考を実施する措置は行わない。

(2) 合格した生徒(以下、「合格者」という。)の決定

東京都教育委員会は、英語4技能試験、小論文(日本語)及び面接(日本語)の結果を点数化し、その点数を基に基準点に達した生徒の中で、成績上位者から志望したコース別に合格者を決定する。

※ 選考の結果、定員内であっても基準点に達しない生徒は不合格とする。

8 結果の通知

(1) 選考の結果は令和6年7月1日(月)午後5時以降、出願サイト内で閲覧可能となる。

(2) 合格者は、出願サイトから、次世代リーダー育成道場入校届及び入校に係る書類をダウンロードする。

9 入校手続

(1) 入校に係る書類の提出方法

合格者は、「8 結果の通知」でダウンロードした入校に係る書類に必要事項を入力し、所属校へ入校する旨を伝え、所属校で確認を受けた後、出願サイトに提出する。

また、提出期限までに、合格者から「次世代リーダー育成道場入校届」の提出がなかった場合には、入校の意思がないものとみなす。

(2) 提出期限

令和6年7月10日(水)午後5時まで

※ 期限後の提出は受け付けない。

10 問合せ

募集に関する問い合わせは、学校を通して行う。

(様式1)

見 本

※ 出願サイトにある実際の様式とは異なる場合があります。

受験番号 (事務局記入)

令和6年度次世代リーダー育成道場入校志願書

在籍校	学校名	都立		学校	
	課程・学年 <small>(高等学校の志願者のみ○を付ける)</small>	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 第 () 学年			
志願者	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年 月 日生 (歳)		写 真 正面上半身無帽 (4cm×3cm) 記入日の3か月以内に撮影したもの	
	留学先の国籍の有無 ※1 (○を付ける)	あり (国名) ・ なし			
保護者	氏名			志願者との続柄 ()	
	連絡先	(電話)	-		
留学コース <small>・第2希望まで○を付ける ・第1希望と同じコースは選択しないこと ・アドバンストクラスの希望について○を付ける</small>		第1希望	A ・ B	第2希望	A ・ B ・ 希望なし
		アドバンストクラス		希望する ・ 希望しない	
緊急連絡先※3		(氏名)			志願者との続柄 ()
		(電話)	-	-	

※1 オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、カナダのいずれかの国籍(二重国籍を含む)をいう。

※2 選考日当日に確実に連絡が取れる者とする。志願者本人以外の者とし、保護者連絡先と同じでも構わない。

「令和6年度次世代リーダー育成道場研修生募集案内」の記載事項に従い、
上記のとおり申し込みます。 年 月 日

本人署名 _____

上記記載内容は事実と相違ありません。

「令和6年度次世代リーダー育成道場研修生募集案内」の記載事項に従い、
上記のとおり申し込みます。 年 月 日

保護者署名 _____

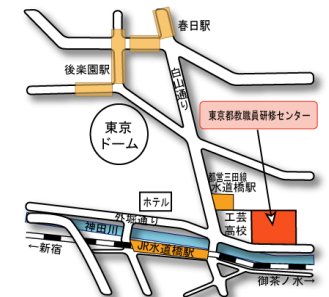
令和6年度次世代リーダー育成道場 受験票

受験番号 (事務局記入)	
氏名	
在籍校	都立 学校

- 小論文(日本語)及び英語4技能試験
実施日 6月9日(日)
・集合日時については別途通知します。
※集合時刻に遅刻した場合には、受験できないことがあります。
- 面接選考(日本語)
実施日 6月15日(土)又は6月16日(日)
・集合日時については別途通知します。
※集合時刻に遅刻した場合には、受験できないことがあります。
- 持ち物
受験票、筆記用具
・上履きは不要です。
・時計以外の機能を備えた時計、携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器の使用はできません。
なお、各会場には時計が設置されています。
- 会場
東京都教職員研修センター
〒113-0033 文京区本郷1-3-3

【最寄駅】

- JR 総武線「水道橋」駅
東口より徒歩3分
- 都営三田線「水道橋」駅
徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内・南北線
「後樂園」駅 徒歩8分
- 都営三田線/大江戸線
「春日」駅 徒歩8分



見 本

受験番号（事務局記入）

(様式 2) ※ 出願サイトにある実際の様式とは異なる場合があります。

令和6年度次世代リーダー育成道場自己PRカード

フリガナ		留学コース（○を付ける）		
		第1希望	第2希望	
氏 名		A ・ B	A ・ B ・ 希望なし	
		アドバンストクラス 希望する・希望しない		
在籍校	都立	学校（	）課程 第（	）学年

1 入校志望の理由

2 次世代リーダー育成道場で学びたいこと、身に付けたいこと、伸ばしたい力

3 在籍校で力を入れて取り組んでいること

4 英語に関する各資格・検定試験等の取得状況

検定名	級・スコア等	取得時の学年	取得年月
(例) 実用英語検定	準2級	中3	2023年2月
(例) TOEFL iBT	42	高1	2023年12月

(様式3)

見 本

※ 出願サイトにある実際の様式とは異なる場合があります。

受験番号 (事務局記入)

推 薦 書

令和 6 年 月 日

東京都教育委員会 殿

学校名 都立 学校

校長名

令和6年度 次世代リーダー育成道場 (第13期) 募集案内に基づき、下記の者を推薦します。

記

フリガナ		学 年	性 別
氏 名			

推薦理由 (具体的に 記述して ください。)	<学習・生活態度について>
	<人と関わる力 (コミュニケーション能力) について>
	<学業成績及び英語力について>
	<学校行事や部活動、ボランティア活動等の取組について>
配慮 すべき 事項	

次世代リーダー育成道場プログラムの内容等について

1 事前研修（※ スケジュールについては10ページを参照）

事前研修では、海外生活や現地校で学ぶために必要な学術的知識や能力、リーダーシップ、グローバルマインドの3つの資質・能力を育成するとともに、語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神及び何事にも粘り強く取り組む態度を身に付けることを目的とする。

- (1) 学術的知識や能力に関するオリエンテーション
(先端技術等に関わる方の講演)
- (2) リーダーシップに関するオリエンテーション
(リーダーシップ①～⑥)
- (3) グローバルマインドに関するオリエンテーション
(異文化オリエンテーション及び日本の伝統・文化)
- (4) 英語に関するオリエンテーション
(英語①及び②) + (英語オンライン学習)
- (5) 渡航に関するオリエンテーション
(渡航前オリエンテーション及び直前オリエンテーション)
- (6) 入校・成果発表・留学後に関するオリエンテーション
(入校オリエンテーション及び帰国オリエンテーション)
- (7) 自ら課題を設定し、調査、研究、成果を発表するゼミナール
(ゼミナール①～④)
- (8) 自国の歴史についての知識・理解を深める日本の近現代史
(日本の近現代史①～③)

2 留学

約11か月間、現地校での学びやホームステイでの生活を通して、他者と協働して課題等の解決に向けて貢献しようとする態度等を育成することを目的とする。

- (1) 留学先国及び地域並びにホストスクール及びホストファミリーについては、研修生が提出するアプリケーション・フォーム、成績証明書等の資料に基づき総合的に判断し、決定する。

なお、これらの決定については、原則変更できない。

- (2) 留学前に、感染症、戦争、テロ、自然災害の発生等、留学の安全の確保が困難な状況と判断される場合は、留学を延期又は中止することがある。また、留学中に同様の事態になった場合には、帰国の勧告又は命令を行うことがある。
- (3) (2)に示す事由等により、留学前又は留学中にAコース留学プログラムが中止になった場合は、Bコースへの変更はできない。また、Aコース及びBコースともに留学プログラムが中止になった場合で、次期の育成道場に入校を希望する際は、次期の選考を再受験し、合格する必要がある。
- (4) (2)に示す事由等により、Aコース及びBコースともに事前研修や留学プログラムが留学前又は留学中に中止になった場合の受講料については、別途規定に基づき還付する。

なお、受講料以外の自己負担の諸経費については補償しない。

- (5) 留学出発までにビザが取得できず、出発日の航空券のキャンセル料が生じた場合及びビザ取得後の渡航等に係る費用については、原則自己負担とする。また、感染症や疾病等により出発日に渡航できない場合で、出発日の航空券のキャンセル料が生じた場合及び渡航可能になった際の渡航等に係る費用についても自己負担とする。

※ ビザの申請状況等によっては、留学できない場合がある。

- (6) 留学中は、都内公立小・中学校の児童・生徒とオンライン交流をすることを通して、次世代リーダー育成道場の広報活動に貢献する。

3 事後研修

留学を通して深めた異文化理解や新たな考え方、ゼミナールを通して身に付けた知識や問題解決のための提言等を共有することを通して、国際社会に参画する方法を見いだし、新たな目標設定を行うことを目的とする。

- (1) 成果報告・発表会や事業説明会等でプログラムの成果を発表する。
- (2) 研修生との交流研修やゼミナール等に参加し、助言を行う。

4 受講料等

(1) 研修生は、プログラム（留学を含む。）に係る費用の一部として、指定した期日までに受講料を納付する。

Aコース及びBコース（アドバンストクラスを含む。）ともに80万円

また、経済的な理由により納付が困難な場合や、多子世帯の場合についての受講料の減免については、別途定める。

※ 減免制度については、入校後のオリエンテーションの際に説明する。

(2) **受講料及び事前研修等の出席に要する交通費以外の諸経費（60万円程度）等は、自己負担とする。**

また、留学に当たり、自身が加入した保険で補償されない医療費等の費用が要する場合には、自己負担とする。

※ 諸経費：パスポート取得費用、ビザ申請料・ビザ取得関連費用、海外旅行保険基本契約以外の保険料、健康診断費用、予防接種費用、制服代、教材・教具費等

5 研修生資格の取消し等

次世代リーダー育成道場への入校は、留学を保証するものではない。

次の事項に該当した場合、研修生としての資格が取り消され、留学ができない場合がある。

- (1) 合格後、校長から学校推薦を取り消された場合や、都立高等学校、都立中学校又は都立中等教育学校に在籍しなくなった場合
- (2) **事前研修等の欠席が多く、事前研修等の効果が期待されない場合**
- (3) 指示された全ての課題等を提出できなかった場合
- (4) 出発までに事前研修（提出物や英語オンライン学習の受講を含む。）に未修了があった場合
- (5) 学校での学業成績が不振となった場合
- (6) 心身の健康状態が悪化した場合
- (7) **留学に当たり、申請した内容や報告が事実と異なったり、事前に報告すべき内容が申請されていなかったりした場合**
- (8) 東京都を代表する生徒としての自覚が見受けられず、改善の余地が見られない場合
- (9) 留学中、東京都教育委員会やホストスクールをはじめとする現地関係機関からの指導に従わないなど、研修生として不適切な行動が見受けられた場合

6 その他

- (1) 入校に当たり、研修生及び保護者は、本事業の研修生としての規則等を記載した「次世代リーダー育成道場の規則」の同意書を提出する。
- (2) 本事業で収集した個人情報は、本事業の目的以外には使用しない。
- (3) 本事業の業務の一部を東京都が委託する業者が事務局として担当する。
- (4) 報告書の提出及び研修に関する連絡などは、原則電子メールにより行う。
- (5) 本事業の成果検証の一環として、研修修了後も修了生及び在籍校にアンケート調査等への協力を依頼する。
- (6) 本事業では、研修中の様子について写真撮影やビデオ撮影を行い、広報活動の一環として次世代リーダー育成道場ウェブページ等に掲載する。

第13期研修生に関するスケジュール(予定)

- 1 事前研修 ※ 研修内容の詳細については、後日決定します。
 ※ 予定は変更になる場合があります。
 ※ 研修方法については、研修センターで実施する集合研修とオンライン研修があります。

日 程			Aコース	Bコース
令和6年 7月21日	日	午前	入校式練習等	
		午後	入校式 入校オリエンテーション	
7月26日	金	午後	リーダーシップ①(オンライン研修)	
8月16日	金	午前	日本の近現代史①	
		午後	リーダーシップ②	
8月中旬	調整中	午前	英語①	
		午後		英語①
9月1日	日	午前	ゼミナール①	
		午後	リーダーシップ③	
9月29日	日	午前	ゼミナール②	
		午後	異文化オリエンテーション	
10月6日	日	午前	先端技術等に関わる方の講演(オンライン研修)	
		午後	リーダーシップ④(オンライン研修)	
10月14日	月・祝	午前	日本の近現代史②	
		午後	渡航前オリエンテーション	
10月27日	日	午前	日本の伝統・文化	
		午後	ゼミナール③	日本の伝統・文化
11月4日	月・祝	午前	英語②(オンライン研修)	
		午後	リーダーシップ⑤(オンライン研修)	
11月17日	日	午後	フォーラム	
12月8日	日	午後	ゼミナール④	
12月22日	日	午前	日本の近現代史③	
		午後	リーダーシップ⑥	
令和7年 1月5日	日	午前		英語②(オンライン研修)
		午後	直前オリエンテーション	
2月2日	日	午前	/	日本の近現代史①
		午後		ゼミナール①
2月11日	火・祝	午前		リーダーシップ④(オンライン研修)
		午後		リーダーシップ⑤(オンライン研修)
3月2日	日	午前		日本の近現代史②
		午後		ゼミナール②
3月9日	日	午後		渡航前オリエンテーション

- ※ この他、各自で取組む英語オンライン学習があります。
 ※ Bコースについては、4月以降も研修の予定が組まれています。

2 留学

期 間	コース
令和7年1月下旬～11月下旬	Aコース
令和7年8月上旬～令和8年6月下旬	Bコース

次世代リーダー育成道場 Q & A

【応募から留学まで】

Q1 アドバンストクラスとはどのようなクラスですか。

アドバンストクラスとは、決定したコースの留学先で、専門性が高く特色ある教育（理数やSTEM教育等）が受けられる学校が集まる地域へ留学することができるクラスです。通常のコースと同様の事前研修に加え、オンラインによる英語能力試験対策や進路ガイダンス等のカウンセリングを受講する必要があります。定員は、Aコース及びBコース合わせて10人以内です。詳しくは、令和6年度次世代リーダー育成道場募集案内1ページ「2 募集人数」及び2ページ「4 推薦基準(6)」で確認してください。

Q2 コースは、応募のときに決めなければなりませんか。

応募のときに決めなければなりません。希望する留学コース(A又はB)を入校志願書に入力し出願します。ただし、入校志願書に第2希望を入力している志願者については、選考状況により、第2希望のコースで合格となる場合があります。いずれかのコースのみ希望する場合には、第2希望欄に「希望なし」と入力してください。また、**留学コースの国籍を有する国からは、留学ビザが発給されない場合があるので、当プログラムでは当該国への留学はできません。**

Q3 留学のために英語の力はどの程度必要ですか。

目安として、入校時に、CEFR A2相当以上の英語力があることが望ましいです。

なお、アドバンストクラスについては、入校時に、CEFR B1相当以上の英語力が必要です。海外での学習や生活を意義あるものにするためには、相応の英語力が求められます。事前研修や自己学習を通して、留学出発時までにCEFR B1相当以上（アドバンストクラスはCEFR B2相当以上）の英語力を身に付ける必要があります。**留学手続き時までに英語力が不足している場合は、ホストスクールでの受入れができない場合があります。**

Q4 英語4技能試験の詳細を教えてください。

英語4技能試験についての詳細は、後日、学校を通してお知らせします。

なお、本試験は次世代リーダー育成道場の選考として行うものであることから、受験した志願者に対してスコアの開示や資格等の認定は行いません。

Q5 募集人数が「150人以内」とあるが、志願者が定員に満たない場合は全員合格になりますか。

志願者が定員に満たない場合でも、選考の結果、基準点に達しない志願者は不合格となります。

Q 6 事前研修の日と部活動の大会が重なった場合はどうすればいいですか。

この場合、事前に学校と必ず相談してください。自己都合や自己判断で事前研修を欠席することはできません。欠席が多い場合は、事前研修の未修了と判断され、留学できない場合があります。

留学を行うに当たり必要な研修ですので、原則として、全ての事前研修に出席してください。ただし、校長からの特段の届出が提出されれば、事前研修の遅刻、欠席、早退が認められる場合があります。

なお、欠席した場合には、後日課題の提出等が必要となります。

また、期日までに課題が提出されない場合は、欠席扱いとなります。

Q 7 事前研修実施期間中に、仮に留学が中止となった場合、その後の研修はどうなりますか。

留学が中止になった場合でも、今後留学ができる機会に備えて留学に必要な英語力等を身に付けるために、事前研修を継続することができます。事前研修を継続して修了した場合には、当該コースの事前研修修了証明書や研修の記録等を発行します。

Q 8 「次世代リーダー育成道場の規則」とは、どのようなものですか。

研修生の安全や異文化への適応を促進するために設けられたものです。次世代リーダー育成道場に在籍期間中は、事前研修は元より、留学期間中の現地機関及び東京都教育委員会の指導に従うことやホストファミリーへの感謝と敬意の念をもつことなどが記載されています。(巻末参照)

Q 9 ビザが取得できない状況にはどのような場合が想定されますか。

各個人の事情により異なるため、一概には申し上げられませんが、ビザ申請後に大使館から追加書類等の提出が求められる場合があります。この場合、出発日までにビザの発給が間に合わず、個人で別の日に出発することとなったり、留学ができなくなったりする場合があります。

なお、別の日に出発する場合の渡航費等については、自己負担となりますので、追加書類等の提出が求められた場合は、速やかに提出してください。

また、ビザが取得できず、通常の出発と同時に留学できなかった場合には、受講料等の返還はできません。

【留学中について】

Q10 留学中、次世代リーダー育成道場からの課題はありますか。

あります。例えば、月に一度事務局を通じて東京都に留学状況を報告します。また、研修の一つである「ゼミナール」の論文も留学中に提出します。その他に、時間割や中間報告書の提出等があります。次世代リーダー育成道場の課題以外に、在籍校の規定により、留学中の報告が必要となる場合があります。

Q11 留学中のサポートはありますか。

あります。留学中は、現地受入機関スタッフがメールや訪問などで状況を確認するとともに、研修生の学校生活や家庭生活、課外活動等、様々な相談にのっています。

Q12 留学中、研修生が海外へ旅行することや日本に帰国することはできますか。

できません。研修生が安全に留学生活に専念するために、留学先国以外の国への旅行や日本への一時帰国は原則として禁止しています。

ただし、家庭の事情等による緊急帰国については、事務局に相談してください。

なお、自己都合により渡航日等に変更が生じた場合は、渡航費用等は自己負担となります。

Q13 留学中、日本の家族は留学先の研修生を訪問することはできますか。

できません。異文化への適応を促進するため、家族や親戚、縁者が留学先の研修生を訪問したり、研修生が留学先で家族や親戚、縁者等を訪問したりすることを慎むよう、「次世代リーダー育成道場の規則」で定めています。(巻末参照)

【留学後について】

Q14 休学して留学し、元の学年に戻ることはできますか。

できます。生徒本人と保護者の希望に基づき、校長が休学を許可した場合は「休学扱い」で留学を行い、留学終了後は元の学年に戻る(1年間留年する。)ことが可能です。

Q15 留学扱いで留学した場合の単位はどのように認められるのですか。

留学先の高校で履修が認定された単位を、日本の在籍校において自校の教科・科目の単位として認定することができます。ただし、その単位を自校のどの教科・科目の単位に互換するのかは、日本の在籍校において判断します。

Q16 留学期間終了後、引き続き現地の高校に在籍・大学に進学するなどし、留学を延長することはできますか。

できません。研修生は次世代リーダー育成道場の研修の一環として留学していますので、日本の在籍校に復学し、次世代リーダー育成道場の修了認定を受ける必要があります。

「次世代リーダー育成道場の規則」同意書

次世代リーダー育成道場長 殿
(東京都教職員研修センター所長)

次世代リーダー育成道場研修生及びその保護者は、在籍校の校長推薦を受けた次世代リーダー育成道場研修生であることを自覚し、日本及び東京を代表する留学生として、ふさわしい態度、行動をとり、下記の事項及び別紙「次世代リーダー育成道場の規則」について同意します。

記

- 1 別紙に記載された事項を遵守し、諸事項に反した場合は、東京都教育委員会の対応に従う。また、この場合の対応として、「研修生」としての資格を取り消し、渡航前にあつては海外渡航の取りやめ、渡航開始後にあつては帰国の対応をとったとしても、この対応に異議を述べない。
- 2 留学中に、重大な疾病、心身喪失、不安定な精神状態等の要因で入院、継続的なカウンセリング等を必要とする状態になったときは、留学を中止し、帰国の対象となることを了解する。
- 3 留学中に「資格取消し」となった場合、帰国の対象となった場合、又は、研修生（保護者）の都合により帰国する場合は、帰国に要する全ての経費は研修生（保護者）の負担とし、納付した受講料は返還されないことを承諾する。また、現地受入機関が保護者に現地までの迎えを要請した場合には、保護者はその要請に応じる。
- 4 参加に当たり提出する個人情報、プログラムに必要な手続きや緊急時の対応及び本事業の運営改善のため、東京都教育委員会が使用することを承諾する。
- 5 自らの故意、過失、法令違反又は公序良俗に反する行為によって、留学先機関又は第三者に対して損害等を与えた場合には、速やかに自己の責任において対応する。
- 6 不測の事態や不可抗力の事故等*については、東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局及び現地受入機関に、その責任と賠償は求めない。
- 7 その他前各号に準ずる行為等があつた場合には、東京都教育委員会の対応に従う。

研修生署名： _____ 年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者署名： _____ 年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

*不測の事態や不可抗力の事故等の例

- (1) 戦争、外国の武力行使、内乱、武装反乱、テロ、犯罪、航空機事故、その他これに類似の事変、暴動
- (2) 火災、自然現象の変化に伴う天災（地震、台風、豪雨、高潮、暴風雨、落雷等）
- (3) 感染等の流行病の拡大状況及びその影響等による留学の中止、その他不可抗力によって生じた不慮の事故による損害や罹患（持病も含む）によって生じた損害や法律・法令・公序良俗に反する行為を行ったことによって生じた損害等
- (4) 東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局、現地受入機関に起因しない犯罪行為、事故、損害等

次世代リーダー育成道場の規則

1 研修生資格取消し事項

以下に、該当する場合、原則として「研修生資格取消し」となります。また、その他以下の各号に準ずる行為に対して、東京都教育委員会が研修生の在り方として不適切と判断した場合には、「研修生資格取消し」となります。

(1) 事前研修中

- ア 都立高等学校、都立中等教育学校又は都立中学校に在籍しなくなったとき
- イ 在籍校の校長から推薦を取り消されたとき
- ウ 東京都教育委員会又は現地受入団体が定めている学業成績及び健康状態の基準を満たさなくなったとき
- エ 事前研修の未修了があったとき（出席状況・研修成果が良好でない、未提出物があるなど）
- オ 次世代リーダー育成道場事務局に提出すべき書類が未提出又は虚偽の記載があったとき
- カ 現地への留学生として適切でない行動や態度が見られたとき

(2) 留学中

- ア 留学先国及び日本の法律に違反する行為を行ったとき
例：ドラッグ、麻薬等の所持及び使用、飲酒、喫煙
- イ 危険行為を行ったとき
例：拳銃や刃物など他人に危害を及ぼすものを所持又は使用、周囲に不安を抱かせる物の収集、闘争行為、破壊行為及び自傷行為
- ウ 公序良俗に反する行為を行ったとき
例：不純異性交遊、異性と同室での宿泊、SNS の不適切な使用、卑猥な写真の撮影・送付
- エ 現地校から退学に類する指導を受けるような行為を行ったとき
例：現地校への欠席、課題が未提出、極端な学業不振
- オ 東京都教育委員会及び次世代リーダー育成道場事務局の許可なくホストスクール及びホストファミリーを変更したとき
- カ 留学中に、留学先国以外の国へ旅行に行ったり、日本に帰国したりしたとき
- キ 留学中に、日本の家族、親類、友人の訪問を受けたとき
- ク ホストファミリーの親が同行しない宿泊を行ったとき
- ケ アルバイトなど個人の収入を得る活動をしたとき
- コ 自動車や、自動二輪、原動機付自転車等の運転をしたり、これらの運転免許を取得したりしたとき

2 警告対象事項

以下の行動規範事項に違反した場合には、東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局又は現地受入機関から「警告文」が書面で本人に送られます。「警告文」が複数回発行され、問題解決が難しいと東京都教育委員会が判断した場合には、「研修生資格取消し」となり、帰国の対象となります。

- (1) 異文化への適応を促進するため、以下の行動を慎むこと
 - ア 日本の家族や友人との直接のやりとりを頻繁にとること
 - イ 留学先国に居住する親類等を訪問すること
 - ウ 日本語を頻繁に使用する環境に、自ら身を置くこと
 - エ 問題解決のために、直接日本の家族へ連絡をとること

- (2) 留学生を受け入れてくれるホストファミリーに感謝の念をもち、積極的にコミュニケーションをとる努力を持続的に行い、家族の一員として自覚をもった行動をとること
 - ア ホストファミリー内のルールに従うこと
 - イ 分担された家事を責任をもって行うこと
 - ウ ホストファミリーのプライバシーを他人に漏らさないこと
 - エ インターネットやパソコン、SNS の使用に時間を長く費やさないこと

- (3) 現地で、金銭の貸し借りをしないこと（ホストファミリーと外出の際の食事代、帰国時の別送品料等個人の支出は自己負担とする）

- (4) SNS への書き込みや写真を掲載する際には、その内容や個人情報に十分留意すること

- (5) 危険なスポーツや活動をしないこと（ヒッチハイク、バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等を含む）

- (6) 布教のための宗教活動やそれに類する行為や政治活動をしないこと、また、宗教団体や政治団体に加入しないこと

- (7) その他、研修生として不適切な行動を行わないこと

令和6年度次世代リーダー育成道場研修生募集案内

令和6年3月発行

東京都教職員研修センター印刷物登録

令和5年度第6号

〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目3番3号

東京都教職員研修センター 研修部教育開発課

次世代リーダー育成道場担当

電話 03-5802-0316 (直通)